相続ドック NEWS RELEASE

2023年1月号

池田税務会計事務所

〒300-0847
茨城県土浦市卸町1-1-1
関鉄つくばビル2F

TEL:029(841)4300　　FAX:029(843)2826

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

2023年度税制改正大綱ー今年のポイントは？

相続贈与の一体化改正の中身は？
インボイスはスタート前でまた改正
防衛費確保へ向けた増税

今回の目玉は、相続贈与制度の一体化。
ｲﾝﾎﾞｲｽや電子取引ﾃﾞｰﾀ保存については制度が始まる前なのに、もう猶予規定を設ける方向で改正されています。要チェック！

注目の相続税改正は？

●生前贈与の加算期間が7年に延長

現行、相続開始前３年以内の贈与財産は全額を相続財産に加えて相続税を計算し、納付済みの贈与税を差引く仕組みです。改正後は、この加算期間が“7年に延長”されます。

ただし、相続開始前3年超7年以内の生前贈与財産は「合計100万円までは加算しない」という特例が設けられています。

＜２年越しの改正＞
2021年度税制改正大綱「基本的考え方」の中で“資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討”という項目が登場。
その後、2022年度は改正がなかったものの、前年と同じ文章が残され、2023年度改正は確実視されていた。

2023年度税制改正大綱のポイント

暮しは？

- ▼ NISAの抜本的拡充と恒久化
- ▼ 相続時精算課税制度の見直し
- ▲ 相続税の生前贈与加算が７年に延長
- ▼ 教育資金、結婚子育ての一括贈与制度延長
- ▲ 防衛費確保増税（予定）

企業は？

- ▼ 設備投資減税の２年延長
- ▼ 中小企業の軽減税率の延長
- ▼ 研究開発税制の見直し
- ▼ 暗号資産の期末時価評価の見直し
- ▼ 特定資産の買換え特例の見直し延長

納税環境は

★インボイス制度：
- ▼ 免税事業者向け　　税負担軽減措置
- ◇ 中小規模事業者向け　事務負担軽減措置

★電子帳簿保存法改正：
- ◇ 電子取引データ保存の負担軽減措置
- ◇ 電子帳簿の優良帳簿要件見直しによる負担軽減

▼ 減　税
▲ 増　税
◇ 制度見直し

Copyright© EIWA Consulting, Inc. All Rights Reserved

●改正は2024年1月以降贈与から

2024年1月以降の贈与が改正の対象。段階的に加算期間が延びて、2031年1月以降の相続で7年分加算となります。

今後は、“何年に誰にいくら贈与したか”の贈与管理が必須になりそうです。

◆2027年以降の生前贈与加算◆

●相続時精算課税制度は使いやすく

相続時精算課税制度は、★成人の子や孫へ、★60歳以上の父母／祖父母が、★累計2,500万円までを非課税で贈与でき、将来相続発生時に贈与時の評価で相続税を納める制度。

改正で、**相続時精算課税に年110万円の基礎控除が創設**されます。2024年1月以降は、制度利用者でも年110万円までは贈与税も相続税がかからず、贈与税の申告も必要ありません。

なお、基礎控除は受贈者一人当たりの金額ですので、祖父母など複数から贈与を受けても合計年110万円が上限。ご注意を！

新しい相続時精算課税制度

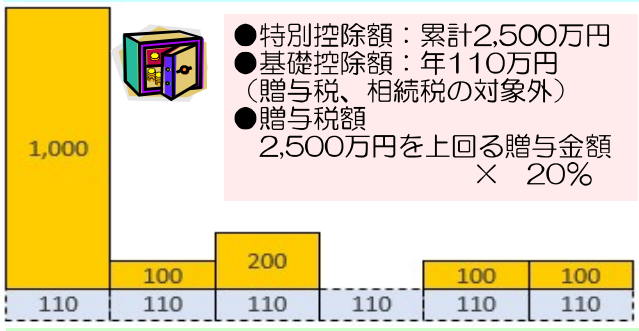

●特別控除額：累計2,500万円
●基礎控除額：年110万円
（贈与税、相続税の対象外）
●贈与税額
2,500万円を上回る贈与金額
× 20%

もうひとつの改正点：災害時の特例

贈与を受けた不動産が災害で被害を受けた場合、贈与時の評価でなく、再評価額で相続税を計算できる特例が登場。

贈与制度の使いわけ

2023年中の暦年贈与は節税になる！？

4年経過の2027年以降の相続なら加算対象外なので、駆け込み贈与は“節税ﾒﾘｯﾄ”あり

孫贈与は暦年贈与で大丈夫？

相続で財産をもらわない孫なら、従来どおり“暦年贈与”は効果的！

110万円以下のコツコツ贈与には

生前贈与加算なし、申告なしで済む“相続時精算課税“の利用が有利かも！

●教育、子育て資金贈与は延長へ

教育資金、結婚子育て資金の一括贈与は、見直しの上期間延長へ。教育資金制度では、贈与者死亡時の相続財産が5億円超の場合、その残高を相続税の課税対象に含めるよう改正されます（2023年4月以降の贈与分から）。

		教育資金の一括贈与	結婚子育て資金の一括贈与
非課税限度額		1,500万円	1,000万円
対象者		30歳未満の子、孫	18歳以上50歳未満の子、孫
改正点	期間延長	2026年3月末まで	2025年3月末まで
改正点	残った資金への課税	30歳時点の残高に**一般税率**の贈与税を課税	50歳時点の残高に**一般税率**の贈与税を課税

インボイス制度は特例だらけ

●小規模事業者の税負担を軽減

免税事業者がｲﾝﾎﾞｲｽ発行事業者(課税事業者)になる場合、2026年9月末までの３年間の消費税負担を軽減する特例が登場します。

◆負担消費税の計算式
売上消費税(年課税売上×消費税率) × 20%
例：年収990万円ｻｰﾋﾞｽ業 →消費税負担18万円

飲食店業やｻｰﾋﾞｽ業では簡易課税より有利なため、特例がお勧め。簡易課税を選択済みでも利用できます。

売上消費税に対する税負担率

業 種	簡易課税	特例
卸売業	10%	20%
小売業	20%	
農業/林業/漁業	30%	
飲食店業	40%	
サービス業	50%	
不動産業	60%	

Copyright© EIWA Consulting, Inc. All Rights Reserved

●インボイス保存義務の緩和特例も

小規模事業者には、１万円未満の少額支払いのｲﾝﾎﾞｲｽの保存を**6年間免除**する特例が登場！

◆特例の対象となる事業者
- 基準期間（前々年/前々期）の課税売上高が１億円以下
- 特定期間（前年/前期の上半期）の課税売上高が５千万円以下

企業規模に関わらず保存が必要ないｲﾝﾎﾞｲｽもあるので、混乱しないようにご注意を！

◆インボイス保存が不要な取引（全事業者共通）
- ３万円未満の鉄道、バス、船舶（飛行機除く）の交通機関の領収書
- ３万円未満の自動販売機等での購入
- 従業員の立替経費、出張旅費等

●登録申請はいつでも可能に

当初3月末が期限だったｲﾝﾎﾞｲｽ発行事業者の登録申請は、実質いつでも可能に！

10月以降の申請でも、**申請書提出日から15日目以降の日付を希望**すれば、その日からｲﾝﾎﾞｲｽ発行事業者となることができます。

法人は目新しい改正なし

●設備投資減税は２年延長へ

★中小企業経営強化税制　2年延長
認定経営力向上計画に記載された資産で、生産性向上要件等を満たす場合：100%償却／7%税額控除
★中小企業投資促進税制　2年延長
機械（160万円以上）、測定工具等（30万円以上）、ｿﾌﾄｳｪｱ（70万円以上）等：30%の特別償却
改正点：２制度ともｺﾝｼｭｰﾏｰ業等の設備投資で管理のすべてを他の者に委託は対象外に
★中小企業防災・減災投資促進税制　2年延長
防災、減災のための事業継続力強化計画等の認定後の投資：最大20%の特別償却
改正点：耐震設備が追加

●中小企業等の軽減税率２年延長

中小企業者等の年所得800万円以下への軽減税率15%は２年延長され、2025年3月31日までに開始する事業年度が対象になります。

ちょっと気になる項目

●電子取引データ保存に猶予措置

来年１月から義務化の電子取引ﾃﾞｰﾀ保存は、ﾌｧｲﾙを「日付、取引先、金額」で検索できる形での保存が原則。猶予措置として、

①前々年の売上高5千万円以下　または

②相当の理由で要件通り保存できない事業者

に限り、電子ﾃﾞｰﾀの出力書面を保存しておけば“検索できない状態でもよし”とする特例が設けられます。

ﾃﾞｰﾀ保存自体が不要になるわけではありませんので、お間違いなく。

●新NISAは生涯1,800万円まで

専用口座で投資した、株式や投資信託の配当や譲渡益が非課税となるNISA制度。

最長20年の期間限定制度が、2024年からは新NISAとして期間制限がなくなり、運用可能額が1,800万円まで増額されます。

◆年間投資上限と投資対象

成長投資枠（240万円）：上場株や公募株式投信

つみたて投資枠（120万円）：公募株式投信

●超富裕層の課税強化

高所得者ほど源泉税率15%の株式配当や譲渡所得の割合が高く、税負担率が低い点が問題視され、改正で配当や株譲渡も含めて所得計算し直し、税率が低すぎる部分は課税に！

対象者は所得30億円超の200～300人とか。

改正時期は2025年分の所得税から。

（基準所得金額-3.3億円）×22.5%が基準所得税額を超える場合、差額部分に課税します。

●気になる防衛費増税

突然登場した防衛力強化のための増税項目。2027年度で１兆円強を確保するため、2024年以降段階的な増税が予定されています。

法 人 税：基準法人税額（500万円超）×　4～4.5%

所 得 税：復興特別所得税2.1%のうち1.0%相当を防衛費（復興特別所得税は1.1%へ）

たばこ税：１本あたり3円引上げ

Copyright© EIWA Consulting, Inc. All Rights Reserved